回覧

木曽クリーンセンターだより
令和５年３月号

木曽広域連合
木曽クリーンセンター
木曽町福島 7709
Tel 24 － 3131

指定ごみ袋及び持込手数料の料金改定について

令和５年10月１日より、木曽クリーンセンター「指定ごみ袋」の価格が変更となります。

長年にわたり、指定ごみ袋等の価格維持に努めてまいりましたが、近年の社会情勢などにより、原材料、運搬費などの価格高騰の影響をうけ、調達価格が10円～30円上昇し、現在の価格の維持が難しい状況となり、「指定ごみ袋」の料金改定を行うものです。また、ごみの持込につきましても同時に「ごみ持込手数料」の改定を行います。

改定価格は下記のとおりとなりますので、ご理解の程お願いいたします。

【 令和５年１０月１日からの指定ごみ袋価格 】

区　分		新価格	現価格	差額
燃えるごみ指定袋 燃えないごみ指定袋	小	４０円	３０円	＋１０円
	大	８０円	６０円	＋２０円
生ごみ指定袋		３０円	２０円	＋１０円
プラスチック製容器包装指定袋				

【 現価格の指定ごみ袋について 】

○生ごみ指定袋を除き、指定ごみ袋に差額分の証紙シールを貼り付けていただくことで、令和５年１０月以降もご使用いただけます。（使用方法は裏面を参照してください。）

○生ごみ指定袋は経過措置により、令和６年３月末までそのままご使用いただけます。（証紙の貼り付けは不要です。）

○なるべく９月末までに使い切れるよう、計画的な購入と使用にご協力をお願いいたします。

裏面　「持込手数料」改定について

【 令和５年１０月１日からのごみ持込手数料 】

一般家庭の方

袋に入るサイズの燃えるごみ、燃えないごみ ⇒ １０㎏ごとに１５０円

粗大ごみ（燃えるごみ、燃えないごみ共に） ⇒ １０㎏ごとに２００円

事業者の方

燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ　一律 ⇒ １０㎏ごとに２００円

令和５年１０月以降の現価格の指定ごみ袋の使用について

９月末までに使用しきれず残ってしまった現価格の指定ごみ袋は、**差額分の証紙シールを貼り付けていただくことで**、引き続きご使用いただけます。

【 例 】

指定ごみ袋（大）　６０円＋１０円証紙シール２枚＝８０円にして

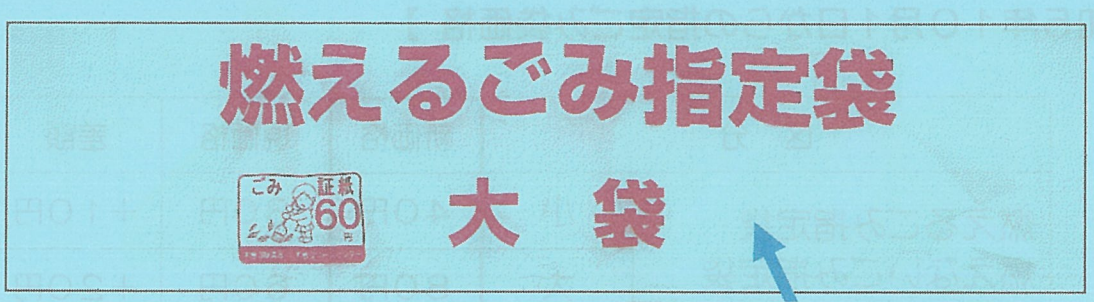

１０円証紙２枚を貼り付ける

指定ごみ袋（小）　３０円＋１０円証紙シール１枚＝４０円にして

プラスチック容器包装袋　２０円＋１０円証紙シール１枚＝３０円にして

証紙シールは証紙取扱店でご購入いただけます。

注１：**生ごみ指定袋は、令和６年３月末までそのまま使用できます**ので、証紙シールの貼り付けは不要です。

注２：１０月からは、新しい指定ごみ袋又は、上記の方法でのごみ収集となりますのでご注意ください。現価格での使用は９月末までですので、**必要分を計画的にご購入ください**。